

仕 様 書

1. 件名

東京工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務一式

2. 事業の目的

東京工業高等専門学校における学生・教職員等の福利厚生のため自動販売機の設置及び管理運営を行うことを目的とする。

3. 事業の内容

東京工業高等専門学校における飲料の自動販売機の設置及び管理運営業務

4. 契約期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（更新なし）

なお、自動販売機の設置（転倒防止作業含む）は4月1日から10日以内を目安に行うこと。

ただし、平成27年度に自動販売機用地として学校財産貸付を行っている業者より、撤去に伴う暫定的な期間延長の申し出があり、東京工業高等専門学校でこれを認めた場合は、撤去後から10日以内に設置を行うこととする。

3. 実施場所

東京工業高等専門学校内（東京都八王子市栢田町1220-2）

設置台数は別紙のとおり。

設置場所は別図のとおり。

4. 禁止事項

①酒類及び類似品の販売は認めない。

②受託者は一切の商取引を自らの名義で行うこととし、委託者の名義を使用してはならない。

③設置及び管理運営にかかる一切の業務を、第三者へ委託してはならない。

5. 自動販売機の設置及び管理業務

自動販売機の設置運營業者は、自動販売機の設置及び管理業務を自らの責任で行う。

【ア. 自動販売機等に求める機能等】

①省エネ・環境対策仕様のものであること。

②偽造通貨・紙幣の使用防止対策が施されていること。また、「自動販売機の据付基準」(日本自動販売機工業会)を遵守し、犯罪防止に努めること。

③電子マネー対応が可能であること。

電子マネーの種類は特定しないが、最低限、交通系電子マネーに対応していることが望ましい。

各自動販売機の売り上げ実績をふまえ、実際に電子マネー機能を取り付けるかどうかについては東京工業高等専門学校と自動販売機の設置業者で協議のうえ、決定するものとする。

なお、電子マネー機能を実際に取り付けるかどうかの目安として自動販売機の設置業者の社内規定に定めるガイドライン等を尊重することとし、東京工業高等専門学校の恣意によらず、慎重に取り扱うこととする。

④自動販売機の設置にあたっては、設置場所の特性・事情を鑑み、適正な転倒防止対策を施すこと。

⑤一部を除き、主な設置場所は屋外の屋根・壁の無いところのため、熱・寒さ、風雨等による動作への影響が少ないこと。

⑥自動販売機は、法令等で定める定期点検等を行い、故障が生じないように努めること。

⑦2016年2月現在ではユニバーサル仕様の自動販売機は求めていないが、今後、法改正により、障がい者支援等対策が必要となった場合、ユニバーサル仕様の自動販売機への入れ替え協議を行うにあたって真摯に対応に努めることとする。

【イ. 販売する飲料に求めること】

①販売する飲料は、ペットボトル、缶(スチール・アルミ)及びガラス瓶飲料とする。

これ以外のもの(紙パック又は上記分類以外のもの)は、自動販売機の設置業者から要望があった場合に限り、東京工業高等専門学校と自動販売機の設置業者で協議のうえ、設置について決めることとする。

②販売する飲料は、自動販売機の設置業者の提案によるものとするが、年間販売品、季節商品及び新製品等、広く利用者の要望を満たす形で適宜入れ替えを行うこと。

③販売する飲料の価格は、学生・教職員等の福利厚生目的及び販売手数料もしくはそれに準ずる対価を免除することを考慮し、より安価な金額設定とすること。

原則として、市場販売価格より50円を値引くこととするが、その値引き額が困難な一部の飲料については飲料ごとに段階的に金額を設定することとする。

具体的な販売価格は、別途提出する企画提案書に記載する提案を基に、東京工業高等専門学校と自動販売機の設置業者において協議のうえ決定するものとする。

なお、物価変動や税金等で当初提示値引き額の維持が困難となることが想定される場合は、価格改定を希望する2ヶ月前までに東京工業高等専門学校総務課用度係へ文書をもって申し入れ、両者協議のうえに変更することとする。

④賞味期限切れの飲料が販売されることのないよう品質管理に努めること。

- ⑤販売する飲料は正規の流通ルートで入手したものに限定することとする。
- ⑥適正な在庫補充及び衛生管理に努めること。特に学校行事等で通常の在庫補充では不足するような場合は東京工業高等専門学校の依頼に基づき、特別対応を図ること。
- ⑦関係法令を遵守し、飲料の販売にあたって必要な関係機関等への届出を行うこと。

【ウ. その他】

- ①在庫補充にあたっては、学生・教職員の通行等の支障とならないよう留意すること。
- ②校内で在庫補充等に携わる者は、名札を着用すること。
- ③代金の回収及びつり銭の補充は、自動販売機の設置業者が行うこと。

飲料の販売及びつり銭にかかる利用者からの苦情は速やかに自動販売機の設置業者が対応にあたること。

なお、利用者の要望については、東京工業高等専門学校と自動販売機の設置業者で協議のうえ対応にあたることとする。

- ④自動販売機に併設した場所（該当スペースがない場合はその付近）に、販売する飲料の種類（ペットボトル、缶（スチール・アルミ）、ガラス瓶）に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、自動販売機の設置業者の責任で回収すること。

自動販売機で販売している飲料以外の使用済み容器がある一定の割合で混入する可能性が考えられるが、それは本契約の範囲内とし、東京工業高等専門学校では対処しない。

ただし、使用済み容器以外のものが混入した場合に限り、東京工業高等専門学校の責任において回収し、警告等の再発防止対策を取ることとする。

- ⑤自動販売機及び使用済み容器の回収ボックス付近は、自動販売機の設置業者が適宜清掃し、衛生管理に努めることとする。
- ⑥自動販売機への故障等（つり銭トラブルを含む）のクレームに対する対応は、自動販売機の設置業者において速やかに処理することとし、連絡先を自動販売機の目につくところへ明示すること。
- ⑦自動販売機の設置場所の移動又は撤去については、東京工業高等専門学校からの要望がある場合には、本校との協議のうえ、誠意をもって対応すること。
- ⑧販売商品（衛生管理に起因するものを含む。）及び自動販売機に起因する事故による本校又は第三者への賠償は、自動販売機の設置業者の責任において全て行うこと。
- ⑨本校において自動販売機の設置場所を含めた改修工事が行われる際、工事期間中の使用を見合わせるか、又は必要がある場合は撤去又は協議のうえ移設すること。

使用の見合わせ、撤去、移設又は再設置にかかる費用は自動販売機の設置業者が負担すること。

6. 販売手数料

徴収しない。

7. 学校財産貸付料

自動販売機設置に伴う学校財産貸付料は徴収する。

平成 28 年度の学校財産貸付料額は別紙記載の 8 台で合計 62,160 円の予定である。

なお、平成 29 年度以降に高専機構規則や消費税法の改正があった場合には学校財産貸付料額は料金見直しが図られる予定である。

本契約期間のいかんにかかわらず、学校財産貸付にかかる手続きは毎年度更新とする。

契約初年度は契約時点において速やかに申請書を総務課用度係へ提出すること。なお、2～5 年目は年度の更新期限に至る 2 ヶ月前（1 月末）までに自動販売機の設置業者から本校に対して同手続きを行うこと。

自動販売機の設置業者は本校から送付される請求書により、指定口座へ学校財産貸付料を支払うものとする。

振込にかかる手数料は、自動販売機の設置業者の負担とする。

学校財産貸付料額は、消費税法等の改正があった場合、価格改定される。

8. 光熱水料

自動販売機の設置業者において取り付け子メーターを毎月東京工業高等専門学校において検針した数値を基に、当該月の本校への請求金額（総額）より按分で算出した自動販売機ごとの光熱水料（電気料金）を、本学が指定する口座へ期限までに振り込むこと。

なお、振込にかかる手数料は自動販売機の設置業者の負担とする。

9. 必要経費

以下の必要経費は、自動販売機の設置業者が負担するものとする。

- ①自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移設費等
- ②自動販売機の管理上、必要な機器（検針用の子メーター）類の取付費、原状回復にかかる費用
- ③その他、自動販売機の維持管理にかかる費用全て

10. 原状回復

自動販売機の設置業者は、契約期間が満了するとき又は契約書に基づき、契約が解除されたときは速やかに原状回復すること。

11. 大規模災害発生時の自動販売機内飲料の取扱い

本校所在地において大規模災害が発生した際、自動販売機内にある飲料を緊急対応と

して被災者へ支給することにつき、契約書で定めた範囲での無償提供を認めるのが可能であること。

12. その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは別途協議する。

自動販売機設置場所

No	設置場所	台数	別図 番号	H25 年度 販売実績 (本数) ※10 本以下四捨五入
1	(屋外) 自転車駐輪場前 1	1 台	①	6,800 本/年
2	(屋外) 自転車駐輪場前 2	1 台	②	6,200 本/年
3	(屋外) 武道場前	1 台	③	3,500 本/年
4	(屋内) 第 1 寄宿舍	1 台	④	1,100 本/年
5	(屋内) 第 3 寄宿舍 (男子寮側)	1 台	⑤	2,400 本/年
6	(屋内) 第 3 寄宿舍 (女子寮側)	1 台	⑥	200 本/年
7	(屋外) 寮食堂前 1	1 台	⑦	6,500 本/年
8	(屋外) 寮食堂前 2	1 台	⑧	5,600 本/年
合 計		8 台		

注) No.6 は併設している建物とは入口が異なっているため、他販売機との統合は難しい。

